

令和7年3月25日

一宮市病院事業パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者  
松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第8号

一宮市病院事業パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程(令和2年一宮市病院事業部管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(地域手当に係る給料) 第6条 略 2 地域手当相当額は、基準額に <u>100分の6</u> を乗じて得た額とする。	(地域手当に係る給料) 第6条 略 2 地域手当相当額は、基準額に <u>100分の7</u> を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。